

今回の主な改定ポイント

① 年会費の変更（第 17 条）

現状一律 5,000 円を下記のように変更

30 歳未満 5,000 円 / 65 歳以上 5,000 円 / それ以外 10,000 円

■ 変更理由

・ 現行の年会費 5,000 円では年間約 30 万円の赤字が続いており、来期予算案では繰越金を約 47 万円取り崩す見込みである（繰越金残高は約 84 万円まで減少）。持続可能な財政基盤の確立が急務となっている。

・ 物価上昇・UREL 拠出金の増額傾向・研修強化等、運営コストの増加が見込まれる

② 名誉職・助言職の体系整備（第 8 条・第 10 条・第 16 条）

■ 変更理由

・ 新体制移行にあたり、歴代会長・功労者の役割を明確にし、組織運営の安定性を確保する必要がある。

・ 「序列は明確だが権限はない」を原則とし、助言が実質的な指示になることを防ぐ仕組みを条文化するため。

■ 変更点

現行規約では顧問のみを置いていたが、変更後は最高顧問・名誉会長・相談役・顧問・参与とした。「置くことができる」任意規定とし、組織の規模や状況に応じて柔軟に運用できる設計とした。また、「会計監事」の名称を「監査」に変更した。

・ (a) 役割の体系を整理：最高顧問・名誉会長・相談役・顧問・参与の各役職について、それぞれの役割の違いを整理した。

・ (b) 権限制限の明確化：全役職に「議決権なし」「業務執行の指示不可」を明記し、幹事会との完全分離を担保。

・ (c) 参与の任期設定：1 期 2 年・原則 2 期（計 4 年）とし、会長任期と同期。

・ (d) 幹事会への出席規定：会長又は幹事会の要請により出席・意見を述べるができる旨を第 16 条に明記。

・ (e) 員数の規定：名誉職・助言職の員数はいずれも「若干名」とし、具体的な人数はその都度幹事会の決議により定める方式とした。

③倫理規定の強化・懲罰委員会の新設（第21条）

■ 変更理由

- ・ 大学不動産連盟（UREL）から、各大学同窓会で倫理規定の具体化・懲罰委員会の整備が発議されている。
- ・ 現会長より「具体例を会則に盛り込み懲罰委員会まで踏み込んで整備すべき」との意見が示された。
- ・ 不動産・建設業界団体として、業界固有のリスク（法令違反・反社会的勢力等）に対応できる体制を整えることが対外的にも求められている。

■ 変更点

- ・ (a) 倫理規範に反する行為の具体例を明記：宅地建物取引業法・建設業法違反等、業界固有の法令違反を明示。
- ・ (b) 弁明の機会を明文化：審査にあたり対象会員に弁明の機会を付与し、手続的公正を担保。
- ・ (c) 懲罰委員会を新設（第21条第6項）：現行の「倫理審査の委託」規定を発展させ明文化。
- ・ (d) 付託対象行為の具体例を列挙：法令違反・刑事犯罪・ハラスメント・反社会的勢力等。
- ・ (e) 利益相反への対応：会長が審査対象の場合は副会長が職務を代行する旨を明記。
- ・ (f) 調査・審議の非公開原則を明記：関係者のプライバシー保護を明文化。
- ・ (g) 会員の報告・相談権を明文化：会員が倫理規範に反する行為又はその疑いを認識した場合に幹事会へ報告・相談できる旨、および報告者保護（不利益取扱いの禁止）を第21条第2項に追記。
- ・ (h) 不服申立てに対する再諮問規定を整備：幹事会が不服申立てを受けた際に、再度懲罰委員会に諮問のうえ審査する旨を第21条第5項に明記し、再審査の第三者性を担保。